

# 続 庾信周五聲調曲

## 網 祐 次

### 一

中国では、国君が其の臣および四方から朝聘する賓客らと燕して親しむ所の燕射の礼、の由来は甚だ旧い。ことは周礼・儀礼・礼記などの記載によっても知られる。後周王室も之を行ひ、庾信に命じて其の辞を作らせた、のが此の周五聲調曲であり、その序には、六律既従 八風斯暢

以歌大業 以舞成功 と云ふ。今その宮商角徵羽のすべてを通観するに、後周王室の立場から、その政治徳化の実状に即しつつ理想とする所（それは詩・書などの経典に見える上古聖人のこと）を述べてゐる。而して此の燕射歌辞は、彼れの郊廟歌辞と共に、その性格上、内容は固より表現形式に於いても、庾信が最も意を用ひた作であらうことは、蓋し疑ふべくもない。

曩に、宮調曲<sup>五首</sup> 变宮調<sup>三首</sup> に就いて考察し、(1) そこには、後周の太祖および閔明武宣静の五帝が何如に捉へられてゐるか、(2) それ

と、庾信の他の作に謂ふ所 及び諸々の史家すなはち唐の令狐德棻・李延寿らの観る所 との異同を検し、附するに卑見を以てした（吉川幸次郎博士退休記念論文集所収）。それを承けて本稿では、商<sup>四首</sup> 角<sup>二首</sup> 徵<sup>六首</sup> 羽<sup>五首</sup> に及ぼすこととする。

### 二

以下、先づ、それらに謂ふ所を、試みに項目を立てて順次述べる。而して其の際、歌辞の内容の何如によって、時に原文をも引き 或ひは大意のみを記るす こととする。

(一) 羽調曲 第一首 (以下、「羽第二」の如く記す) 樹君所以牧人

立法所以静乱 首惡既其南巢 元凶於是北竄 居休氣而四塞 在光華而  
兩且 是以雨施作解 是以風行惟渙 周之文武洪基 光宅天下文思  
千載克聖咸熙 七百在我応期 寔昊天有成命 惟四方其訓之

「天は君を立て法をたて、その君をして其の法を以て人を牧養させる。而して首惡元凶は放逐せられ天下は善く治まり瑞象が現はれる」として君たる者の立場を強調し、次に、「周の文王武王は天下にあまねく徳を施し、かくて、周は三十世七百年つづく、とせられた如く千年もの長い間つづき、四方の国々にも恵みが及んだ」と云ふ。蓋し、後周も亦、そのやうに天命を受けて君臨しているのだから、永遠につづく筈である、と言ふのであらう。

(2) 羽第五 六言句14

仁義忠信の徳を立てることが第一であり、立言は其の次である。徳があれば何如なる者にも通じ、天をも動かす。もし、剛を以て義を掩ふならば、自らを亡ぼすことになる。」

右は要するに、徳を行へば永く身を保つことになる、の謂であつて、主として、君たる者の守るべき根本的最重要な心得として説いたのであらう。

(3) 徵第六 七言句16

正陽の和気は万物を養育し繁らせる、そのやうな天地の道に法つて、君王は治める。然れば、人々はすべて礼儀の道に務めるに至る。而して、よき政治をなすには、先づ、良き人物を重用し且つ自らは寛信の徳を守り行ふことが根本的条件である。かくて、殊俗夷狄までも心服来貢するは固よりのこと、昆虫までも親しみ近づくであらう。

(4) 羽第三 六言句16

百川乃宗巨海 衆星是仰北辰 そのやうに天下四海の人々は聖天子に

心服する、堯禹の世の如くに。そして天地には瑞象が現はれる。北に南に巡狩すると、その行く先々では夫々競ふて天子を待ち望み悦び迎へ、紫玉黄銀を献上する。かくて天子は四海を清くし兆民に頼られる。

(5) 徵 第二 七言句8

「淳風至道」によって政をなすと民の俗は無欲になる。そして仁義礼讓をば、水火菽粟以上に欲するに至る。而して佞悪の人は朝廷に寄りつくを得ない。かくて王道蕩々、天下は無為にして治まり、万民は十分に満ち足りて生活する。」

因みに、論語の衛靈公篇に「無為而治者 其舜也与 夫何為哉 恭己正南面而已矣」、同泰伯篇に「大哉堯之為君也 蕩蕩乎民無能名焉」。尚書洪範に「王道蕩蕩」と云ひ、左氏伝襄公三十年の条には其れを引く。

(6) 商 第一 四言句と五言句とより成る辭が12

君が先づ唱へて臣が応ずる、君が寛大にして且つ謨 明らかであるならば臣は義を実行するやうになる、とて君臣關係を述べる。(古詩賞析 卷二十一庚信調曲の評は、(五声中 商声属臣 故通首皆切臣説・「欲臣之尽忠 先在君之信任」と指摘する。)

次に、黄帝が容成に道を訪ひ、殷の湯王が伊尹に政を委ねたことを例示し、以下、臣の心がけとして、臣たる者は、忠(まごころ)を以て其の務めを敬し行ひ、己に罪ある時は刑を逃がれ避けない。又、君を直諫する。剛にして断、詩の雅頌を誦して能く政を輔ける。精神を専一にして君国のために尽くす。かくの如くであるならば、天は祐福を降し与へ、元首は康かになり、天下四方は安寧升平となる。

以上(1)~(5)には、徳治の重要性、および其の効果を述べる。

(7) 徴 第四 七言句24

日月星辰は天に在り、四時は、天地が万物を生じ養育する所の道を輔相する。而して、時には雷風・寒暑が有って陰陽の氣を通ずる。その如くに、人の世では、武功を以て天地六合を統合同化し、文教を以て其れをば順序正しく治める。日月の運行が無為自然であるやうに、君たる者は信義の道德を行ひ人を愛するならば、世は善く治まる。姫周は正に其れであった。〔庖犧・神農・湯・禹や三皇の徳にならふ可きである。五覇の踪を追ふことなかれ。〕

右は、要するに、徳を修め而して上古の聖君にならって治めよ、霸道は非なり、と謂ふのであるが、文教に加ふるに武功を以てしたことに注目すべきである。而して、特に武功を強調するものは、次の(8)である。

(8) 角 第一首

止戈見於絶轡之野 称伐聞於丹水之征 信義俱存 乃先忌食 五材並用 誰能去兵 雖聖人之大宝曰位 実天地之大徳曰生 涇渭同流 清濁異能 琴瑟並御 雅鄭殊声 擾擾烝人 声教不一 茫茫禹跡 車軌未并 志在四海 而尚恭儉 心包宇宙 而無驕盈 言而無文 行之不遠 義而無立 動則無成 惻隱其心 訓以慈惠 流宥其過 哀矜典刑」  
聖人は天子の位に即き、「天地が万物を生み育てる所の大徳」を代行する。而して、信義恭儉慈愛・文義などの文徳を守りとほす為には、炎帝・堯の場合の如くに武力を用ひざるを得ぬことがある。天下未統一の

現在に在っては当然に然るべきである。

以下(9)~(14)には、賢臣の重要なことを、主として述べる。

(9) 徴 第一 七言句8

天地日月は万物を養ひ恵む、その如くに明達なる人君は万民を善く治めることを務める。政治が善いと民は大なる恵に浴する。そのやうになるのは、朝廷に賢人が任用されてゐるからだ。

(10) 商 第二 四言句と八言句とより成る聯8

群才忠臣の集る国は強大であるから他国から侵略されない。昔わが文祖(字文泰)は強敵(高欽)を馭剪して天歩を経営した(北魏の武帝を奉じて西に遷ったこと)。そのあとを承けた我れ(周後)は今 天命を受けてるのであって逸豫することなく務めてゐる。汝ら(宴に切する諸々の臣)は競うて我れを輔佐してほしい。(忠誠協力を要請するのである。)

(11) 徴 第五 七言句20

黄帝や鳳鳥氏の如きも、初めは微細な官に在ったが、終には欽明なる天子になった。そして上帝六宗山川を祭り群后を朝せしめた。かくて瑞象が現はれた。故に賢才にして微官に在る者を見出すことが重要である。」上には、周室の文・武・周公の如き三聖が有り、下には、黄帝の三臣の一人なる天老・唐堯の朝の八元八凱・殷の湯王の臣なる伊尹の如き立派な臣が挙げ用ひられて君を輔ける。」而して君たる者は、明哲の君子に則るべきである。姦回の小人を崇信してはならない。」

(12) 商 第四

四言句と五言句とより成るレン、6  
五言句と四言句とより成るレン、2

風后・力牧は黄帝に、南正重・火正黎は瑞頊に、夫々登用されて適正な地位につけられたので、天下は善く治まった。そのやうな功臣の功業をば太常の旗に書き記るして表彰し、更には、その子孫をして、後世永く其の職を承けつぎ守って怠ることなきよう、にと盟はせる。天子が斯くの如く、功臣は固より其の子孫をも大切に扱ふと、その結果、群公は来朝して穆々賑々、天下は和平にして礼楽は備るに至る。恰も周公旦が初め成王を輔けて立派な政治を行ひ、かくて天下治平なるに及んで成王に政を復した時代の如くなる。」

蓋し、庚信は、宣帝の退位の頃のことを美化して、周公旦の故事に擬したのであらうか。

(13) 角 第二

四言句20  
八言句4

漁釣をしたり(太公望呂尚)、或ひは幽谷に住める在野の遺賢は、時に遇へば其の雲雨の如き大才をば匡贊によって表はすものである。故に、人君は深山幽谷にまでも遺賢を探し求める。かくて周南の詩に云ふ如くに、他の国々までも軌を同じくし、又、尚書の康叔の場合の如くに、異畝同穎の状を呈し時雨が降り民は生を樂しむに至る。上古の人は皆、心が淳く、可比屋而封と謂はれる如くに善であった。今の世も、そのやうでありたいものだ。

(14) 羽 第二

六言句14  
三言句4

治・乱いづれの世でも、遠親先疏を心がける。又、音楽を聴いて封疆に在って苦勞する武臣のことを思ひやり、又、蕃聚の臣あるを知って警

しめる。かくの如くであるならば、遠い国々までが来貢し親附するに至り、瑞象が天地人の間に現はれる。

(15) 羽 第四

六言句14

善政至治による瑞象のことを述べ、その功業は記録に載せられて後世に永く伝はることを言ふ。

(16) 徵 第三

七言句12

聖人は千年目に現はれる。その時には天地間に種々の瑞象が現はれ、衆仙群帝が来朝し夷狄までもが悦服し来たる。かくの如き聖人の功烈は鐘鼎に銘記されて後世に永く伝はる。

(17) 商 第三

礼楽既正 神人所以和 玉帛有序 志欲静干戈 各分符瑞 俱誓立山河 今日相楽 对酒且当歌 道德以喻 聴撞鐘之声 神姦不若 觀鑄鼎之形 艷宮既朝諸侯於是穆 岐陽或狩 淮夷自此平 若涉大川 言憑於舟楫 如和鼎夷 有寄於塩梅 君臣一体 可以静氛埃 得人則治 何世無奇才

礼楽が正しく、聘礼の玉帛が序ありて、神と人と、人と人とは、相ひ和し、干戈は静まる。かくて今、諸侯と宴して歌ひ樂しむ。而して鐘の声を聴き鼎に鑄こんだ物を観て、主君が諭し示す所の道德を知って従ひ、邪悪には順はぬやうになる。姫周の成王が岐陽に巡狩してからは淮夷が平定し、康王の時に諸侯が朝会して穆々たり。かくて天下は善く治

った。(今の後周も斯くの如し、と言ふのであらう。)' 舟楫・塩梅にも比すべき役割をなす所の良臣、その良臣たるべき奇才は、いつの世にも居るのだから、それを探し求めて、君臣一体となって務めると、天下の氛埃は静まり治まる。」

五声調曲のすべては宴の場で歌はれるものなることは、言ふまでもないが、この商第三には、特に宴のことを明示し、君臣相ひ親しみ一体となって務むべし、と言ふ。

以上、(1)から(7)までに述べた所を要約すると、略々次の如くである。即ち、「人君は、天の命令に従ひ天の意図する法を以て人を治める、ことになってゐる。而して、その為めには、良臣・遺賢を登用し、君臣一体となることが必須条件である。かくの如き重要な地位に在る所の君たる者は、先づ自己の徳を磨き立つべきである。而して人を治めるには徳を以てすべきである。徳に順はぬ者あらば、武力を以て之を抑へ征服し以て徳に従はしめることも、已むを得ぬのである。要するに徳治を第一とするのであり、『徳治王道に名を仮り力を以て治める所の覇道』を否とする。かくて、人は悦服し天地人の間に諸々の瑞象が現はれ四海夷狄までも来たり服するやうになる。」

右に謂ふ所は、固より君の立場から臣に協力を求めるものであり、且つ、その理想を西周以前の上古に置いてゐる。しかし、それらは、単なる謳歌頌賛に止まることなく、後周王室の内外に存在する厳しい悪条件

を熟視した上での戒めをも力説してゐる。

ただ、それらの敘述は、後周の何れの帝の世に即してのものであるか、之を審かにし難いものが殆んど総べてである。故に其れを推測するために、五声曲の初の宮調曲に示された各時代の状を窺ふこととする。

### 三

宮第一(太祖、宇文泰)には、先づ、「天は、繼天安民のために君長を樹立する。その君長の明は広く沢は厚い。」ことを、次に、「太祖は撥乱の功あり、礼を敷き樂を正し、神人は和した。かくて、風塵おさまり江海は波だつことなきに至らんとした。」ことを云ふ。庾信の賀新樂表にも、「太祖の時、礼樂は正しく諸侯万国が来朝した」と云ふ。而して商調曲第二(前出)にも、馭剪豺狼 經營此天歩 とあるから、現実の問題として、武力が手段として使用されることは否み難い。

宮第二には、「閔帝は天命によって西魏の禪を受け、万国の諸侯・夷狄の君も来朝した。而して音楽・天文は正しく、皇基は天によって保んぜられた」と云ふ。

宮第三には、「明帝は善政を布いたので天下安寧、諸々の祥瑞が現はれた」と云ふ。

宮第四には、「武帝は、殷の高宗や周の文王の如くに遺賢人材を登用し、諸侯は来朝し天下は統一した。且つ、一族親戚は賢茂であり、武

帝の高貴な立場が確立した」ことを云ふ。尚ほ、庾信の宗廟歌 皇夏 獻皇祖武皇帝には、千年に一度あらはれると謂はれる聖人に、武帝をなぞらへ、この時には戦争が無くなり祥瑞あらはれて天下太平、漢の武帝の世の如くである、と云ふ。因みに、夏殷周の三代ならざる漢武に比擬したことは注目すべきであらう。

変宮調 第一には、宣帝の世を舜・禹・湯の如き至治にたとえてゐる。而して周書宣帝紀に見える伝位太子詔には、「後周は、文帝宇文泰の創業以来、武功と文徳とが備はるから、窮ることなく伝はるべきであり、宣帝自身は其れを承けてゐる」、とのことを述べてゐる。

変宮調 第二には、「静帝の世、音楽は盛んであり、君子得其道 太平何有焉」とほめたたえる。

以上、宮調・変宮調は、太祖の創業から武帝の天下統一に至るまでのこと、宣・静の二帝は其れを承けて天下太平を保つこと、而して後周王室は天命をうけて君臨するものであること、を云ふが、諸帝のうちで特に重視する所は太祖文帝と武帝に在る、と考へられる。北史周本紀の論・盧思道の後周興亡論も亦然りである。而して、徳治を理想としながらも、その目標に到達する過程に於て武力をも併せ用ひることも已むを得ぬ、と述べてゐる。

#### 四

後周に仕えて、その創業時代から終焉までの実状を見とどけてきた庾

信は、五声調曲に以上の如く述べたが、それと深く相い関連する所の後周の歴史的事実を、唐の令狐德棻の周書・李延寿の北史・岡崎文夫博士の魏晋南北朝史・宮崎市定博士の九品官人法研究などを参考しつつ、次に述べる。

AD五三四年、北魏は東西に分かれて対立した。即ち、かつて北魏の兵権を握ってゐた二將軍の一人なる高欽は東魏の帝を立て、他の一人の宇文泰（のちに、後周の太祖文皇帝といはれる）は西魏の帝を立て、夫々その実力者となった。而して宇文泰は自らも所屬する所の「漢化せる鮮卑族の軍人集団」の將兵の支持を受けて長安に拠つたのである。

かくて華北の地は連年はげしい戦争がくりかえされる。東魏は、面積・物資・武力では遙かに西魏にまさるが、宇文泰を支持する前記の武門の名族らの助けに頼つて、東からの攻撃に克く耐えて、自らの独立を全くし得た。而して、かれら北魏以来の名族は、既に北魏孝文帝の政策によつて漢族文明の教養を持つてゐた。而して周書蘇綽伝には次の如く云ふ。「政治に明達し儒術を尚び、風俗を古に復することを念願した宇文泰」から治道を問はれた漢族の名臣 蘇綽は、帝王の道を指陳し、兼ねて申韓の要を述べた。のち又一時政を革易し強国富民の道を弘めむと欲した宇文泰に全力を挙げて協力し、減官員 置二長 并置屯田 以資軍國 を為した。又、六条詔書をつくり奏して之を施行させた。それは、(1)先治心 (2)敦教化 (3)尽地利 (4)擢賢良 (5)郵獄訟 (6)均賦役 である。その(1)には、治民之本 莫若宰守之最重也」「民を治めるには君自身が先づ、その心・身を治むべし」などと云ふ。(2)には、淳和則天

下自治と言ひ、従来は、民不見徳 唯兵革是聞 上無教化 惟刑罰是用  
であり、今も猶ほ、加之師旅 因之饑饉 凡百草創 率多權宜 礼讓弗  
興 風俗未改である。故に、淳風・道德・朴素を以て民を化し、然る  
後、孝悌・慈愛・仁順・和睦・礼義を教えると、王道は成り天下太平と  
なる。と言ふ。(3)には、先足衣食 然後教化随之 衣食所以足者 在於  
地利尽 と言ふ。(4)には、天不能自治蒸民 故立君以治之 人君不能独  
治 故必置臣以佐之と言ひ、賢良を臣とすれば治まり、然らずば乱とな  
る、と言ふ。

右の六条は徳治を強調するが、由つて以て強国富民を達成するための  
方法であることは言ふまでもない。

前にも触れた如く蘇綽は宇文泰に、帝王の道を指陳し兼ねて申韓の要  
を述べた。司馬遷の史記によるに、申不害は韓に仕えて相となり、その  
身を終るまで韓は国治兵強で、他国から侵されなかつた。又、韓非子  
は、修明其法制 執勢以御其臣下 富国強兵 而以求人任賢 ならむこ  
とを韓王に諫めたが容れられなかつた、といふ。

申韓と蘇綽とは、その時代は異なるが、各国々が独立を守りぬくため  
の苦心は同じであらう。

宇文泰は、魏晋以降の中国の動向をば末世の弊風なりとし、上古の姫  
周に則るべしとなして、中国文化の本源に立ちかえらむと努めた。即  
ち、蘇綽の意見を用ひて、儒教の伝える周礼の制度を基礎としつつも法  
家的強国富民なる政策を行った。ことは周書武帝紀の頌六官頌・周書蘇  
綽伝・隋書百官志などに見える。周礼に則る所以は、由つて以て、漢人

の門閥貴族制を認めず、かくて、朝廷に対して功勞が有りさえすれば、  
何如なる者でも之を昇進せしめ、もしくは登用するに在つた。しかも、  
その功勞とは實際上、武功が主であつたから、戦闘力を貯へる結果にな  
つた。それは宇文泰以後の各々の帝の世にも然りであつた。  
因みに、宇文泰は、大統十一年春三月令で、次の如く、君臣關係を論  
じた。

人主賜之以俸祿 尊之以軒冕 而不以為惠也 賢臣受之 亦不以徳也  
位不虛加 祿不妄賜 (中略) 天下之大 不可言而治矣 堯舜之為君  
稷契之為臣 用此道也 及後世衰微 此道遂廢 今聖主中興 思去澆  
偽 諸在朝之士 当念職事之艱難 負闕之招累 夙夜競競 如臨深履  
薄 使天官不妄加 王爵不虛受 則澆素之風 庶幾可反

以上の如き宇文泰をば、北史の周本紀論は、彼れが文武の賢人を用  
ひ、徳刑を並用し、かくて、俗阜民和 億兆之望有帰 すなわち天下統  
一に向ふに至ることを称揚するが、南朝の梁を攻めたことを非道なりと  
し、雖事出於權道 而用乖於徳教 と言ふ。周書文帝紀の史臣曰にも、  
周祥之不永 或此之由乎 と謂ふ。

宇文泰の第三子「覚」は、西魏の恭帝の三年(A D 五五六)、岐陽の  
地に周公として封ぜられた。(昔、姫周の古公亶父より文王昌まで、岐山の  
下に止まり住んだ)次いで、西魏の禪を承けて後周王朝を開いた。かくの  
如く閔帝が即位できたのは、父なる泰の遺徳によるものであり、泰と同

心戮力して務めてきた所の群公列將衆官に負ふものである。そのことは、閔帝自身の誅趙貴詔にも見える。而して又、秦の兄の子なる晋公宇文護の力が特に大であった、ことが、周書晋公護伝に記るされている。

しかるに、閔帝はその宇文護に弑せられた。次の明帝は、周書明帝記事臣曰によれば、寛仁遠度。崇尚文儒。有君人之度。であったが、帝も亦かれに毒殺された。明帝の大漸詔には、九州未一 二方猶梗なることを恨みとしてゐる。次の武帝は宇文護（大家宰として政治の実権を握る）を誅して、自ら万機を行ひ、富国強兵策をとり、北裔を亡ほした。かくて天下統一の気運が熟し、更に南朝の陳に向つて軍を進めたが、事いまだ就らざるうちに武帝は崩じ、軍事行動は中止された。

武帝の在位初期の賜晋公護樂舞詔には 今文軌尚隔 方隅猶阻 典策未備 声名多闕、誅晋公護大赦改元詔には 三方未定 辺隅尚阻、と言ひ、晩年の遺詔にも、天下一統の素志が成就できなかったことを歎息してゐる。

而して、北史周本紀<sup>下</sup>論は、武帝が富国強兵を務めたこと、その間には黷武窮兵の罪惡を犯したとて良史から譏られたこと、しかし、とにかく雄図遠略は前王に駕するに足ること、などを言ふ。また盧思道の後周興亡論には、雖有武功 未違文德 彝章礼教 蓋闕如也 と云ふ。

武帝の次の宣帝は要するに暗君である。而して、「武帝在世当時から周王室一派の重臣に憚られてゐた楊堅」一派は、宣帝の代となるに及んで、その反対派と、激しい暗闘を演じた。即ち、周王室に見切りをつけた人々（主として漢族の一派）は、楊堅（純粋な漢族ではあるが、鮮卑と婚を

通ず）を推して周王室に代らしめむとの計画を進めてゐたのである。かくて、たまたま宣帝崩じ静帝嗣ぐ過程に於いて、楊堅は帝の後見者となり、周王室の実権を握った。漢族の名流「李徳林」らは彼れに協力し、宿將名將は彼れに反対した。しかし、その初めに反対した者も後には去就に迷ひ動揺する者があるなどした。かくて結局、静帝は在位一年にして楊堅に帝位を奪はれた。因みに、李徳林は嘗て、楊堅に「寛大を以て人を容れよ」と教へたことは注目に値する。

以上述べた如く後周王室は終始、外敵のみならず内憂も亦 極めて深刻であつたので、文徳の必要なることは言ふまでもないことであつたが、それにも増して、当面の難局に対処して自己保存を図る為めには、法・武の力に最も頼らざるを得なかつたのである。しかも、之に類することは、夙に孔夫子の言にも見える。曰く「臣聞 有文事者 必有武備 有武事者 必有文備」（穀梁伝定公十年。史記孔子世家）。

庾信は、AD五五四（年42歳）から宇文泰（時に西魏の相 安定公）に識られ、爾後、後周亡び隋興るAD五八一（年69）ころまで宇文氏に仕え、その年に卒した。故に上述の後周王室内外の厳しい現実の姿を十分知悉してゐたのである。而して、五声調曲の辞を作るに当り、その事を考慮に入れたことは言を俟たないであらう。

（昭和四十五年十月稿）